

**さいたま市自治基本条例検討委員会
第6回会議 議会・行政部会検討の記録**

日時	平成 22 年 10 月 25 日(月) 18:45~21:10
場所	大宮区役所南館第301会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 6 名 歌川 光一／高橋 直郁／湯浅 慶／渡邊 初江／染谷 義一／福島 康仁 (欠席者:遠藤 佳菜恵／中田 了介／東 一邦／三宅 雄彦) 〔事務局:さいたま市〕 計 4 名 企画調整課主幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係主査 松尾 真介／総合振興計画係主査 島倉 晋弥／企画調整課企画係主任 清水 慶久 〔地域総合計画研究所〕 計 1 名 細田 祥子 〔傍聴者〕 0 名
議題及び公開又は非公開の別	(1)さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所との意見交換の振り返り (2)自治基本条例について(各テーマの検討) (3)議会との意見交換の方法等について (4)市民部会との情報交換 [公開]
配付資料	次第 資料1 さいたま市議会との意見交換の進行等(たたき台) 参考資料1 さいたま市議会基本条例逐条解説 参考資料2 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

○広報チラシ第2号の部会紹介について

【広報チームから】

- ・ 第2号(11月18日頃発行)にむけて準備中である。議会・行政部会の経過報告を行いたい。これまでも意見を頂いて修正した案を示しているので、確認を頂きたい。

【委員からの意見】

- ・ 「中間報告(自治基本条例に盛り込みたい内容)」とあるが、()内は分かりにくいので不要では。
- ・ あわせて、「中間報告」と「条例案骨子」という用語の違いが分かりにくい。
- ・ 「条例案の骨子」といったときに、読み手によって具体的なものをイメージする可能性がある。
- ・ これはこの部会だけの問題ではないので、市民部会とも調整を図ってほしい。
- ・ 検討委員会全体のプロセスの説明があれば、議会・行政部会のプロセスを説明する部分は不要ではないか。

- ・ しかし、「条例案の骨子づくり」に着手していることを市民に伝えるべきだ。

【広報チームから】

- ・ では、第2号のリード文での説明と整合をとって修正した上で、再度検討する。

(1)さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所との意見交換会の振り返り

- ・ 染谷部会長の進行が適切で、多様な意見が引き出せ、いい交流になった。
- ・ さいたま市内での起業、雇用について質問した際、さいたま市内に東京都心に匹敵する企業が少ないこと、そのことが職を都心に求める状況を生んでいるのではと述べたが、市外や東京都心も視野に入れて、またグローバルにビジネスを考えているということが分かり、意外であったが新しい発見だった。
- ・ YEG（さいたま商工会議所青年部）と JC（埼玉中央青年会議所）では、考えが異なる点も興味深かった。YEG は、それぞれの従業員の豊かさが積み重なり、結果としてまちがよくなる、というある意味ではビジネスの本音が出ていたが、JC は、地域貢献を高い理念として掲げていた。
- ・ JC は、街おこしの起爆剤として各地で盛んに活動している例が多い。
- ・ YEG は、市が大きくなったメリットはあるが、意思決定のスピードや事業者としての声が反映されにくくなった、市担当者との距離が遠くなったという意識を持っている。そのため、小さな自治、都市内分権を求める発想がある。
- ・ 両団体とも、子供たちにどう責任を持つか、という軸がぶれていない。
- ・ JC の熱い気持ちが頼もしいと感じた。自己責任という表現を使っていたのも印象的だった。
- ・ 自治会については、正直な感想を述べてくれたと思う。これからは新しい人たちが自治会に入らなければならない。彼らのその要求をどう条例に盛り込めるかが課題である。
- ・ 三宅委員からは、YEG や JC の彼らは、模範的な市民として位置づけられるのであって、話が聞けてよかったが、実は自治基本条例が想定する「事業者」とは少し違うのではないか、という感想をいただいている。

(2)自治基本条例について 《議会テーマ》

《たたき台》

(1)議会の役割・責務

【条例案骨子】

（議会とのかかわり）

- ・ 市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。
- ・ 市民の意見を十分に聞いてから意思決定する義務を負う。

【考え方・解説】

- ・ 市民と議会との距離を縮めたい（白紙委任した訳ではない）

【条例案骨子】

（議会の報告義務）

- ・ 議会は市民に対し、積極的に議会活動を報告する義務を負う。

【考え方・解説】

- ・ 議員個人だけではなく、議会側が責任をもって市民に対し議会報告する責任を負う考え。

【条例案骨子】

(条例の優位性)

- ・ 「さいたま市自治基本条例」は市の最高規範である。

【考え方】

- ・ 議会基本条例に限らず、他の条例との優位性と整合性を考えた。

【検討】

- ・ 市民と議会との関わりといっても、現状では、議会を身近に感じられないのが実感だ。
- ・ 議会基本条例には、議会への市民参加の理念的な規定があるが、市民側としては、より具体的な議会へのアクセス方法を示してほしい。
- ・ 議会基本条例の規定は努力義務になっているが、そうではなく、具体的な手法を知りたい。
- ・ そうであれば、自治基本条例において抽象的、理念的な規定をしても意味がない。しかし、それではどちらが上位条例なのか、という点で整理がつきにくい。
- ・ 今は議会基本条例の規定を基本に考えて、議会との意見交換をしながら課題等を考えてみてはどうか。
- ・ 自治基本条例における議会関係の規定については、①議会基本条例よりも具体的な規定を追加する。②議会基本条例の内容を包含する上位概念を規定する（議会基本条例の前文のような、各規定の背景となる理念）。③議会基本条例のうち、特に重要な規定について重複させる。という3つの方法が考えられる。
- ・ ①の方法では議会を通らなくなる可能性があるのでは。
- ・ 議会基本条例の内容に重大な問題がなければ、③の方法で重要なものを取り上げてみて強調してはどうか。その結果が②に近づくこともあるかもしれない。
- ・ 「条例の優位性」については、共通テーマの「条例の位置付け」での検討事項であり、議会テーマでの検討事項としなくてもよい。

《たたき台》

(2)議員の役割・責務

【条例案骨子】

(議員の役割と責務)

- ・ 議員は市民の代表として自らまちづくりを率先しておこない、まちの魅力と個性を探求し続けなければならない。
- ・ 選挙を通じた市民との約束は絶対的なものであり全てに優先する。

【考え方・解説】

- ・ 議員は選挙を強く意識しながら政治活動をしがちである。
- ・ 政治活動の本質をよく考えて本来のまちづくりを考えてもらいたい

【染谷委員から】

- ・ 「選挙を通じた市民との約束」という点を強調したい。

【検討】

- ・ 選挙は民主主義の重要で基本的な制度である。「選挙を意識しながら政治活動をしがち」と

いう表現は、選挙の正当性を軽視していると読まれかねない。

- ・ 社会情勢の変化によっては、「市民との約束」についても柔軟に対応していくことが必要ではないか。また、高い志を持っている議員も多いと思う。その志を実現するために選挙を意識するのはある程度仕方ないのではないか。
- ・ 社会情勢が変化した場合などは、もちろん変えていけばいいと思っている。ただ、選挙のとき約束したことをしっかりと認識してほしいという気持ちで書いたものである。

《たたき台》

(3)議会運営

【条例案骨子】

(市民が参加しやすい議会運営)

- ・ 議会は定例のブリーフィング制度を導入し市民が参加しやすい議会となるよう努める。

【考え方・解説】

- ・ 市民より事前に意見を収集して政策を組み立てるよう制度化したい。

【検討】

- ・ 「ブリーフィング制度」(事前に市民意見を聞いて集約する制度)という用語は一般的な表現に修正すべき。または、具体的すぎるので、どのような目的の制度をつくりたいのかを考えた方がいい。
- ・ 次回以降、堀越(オブザーバー)からも検討シート(たたき台)が出されると思うので、それを見て、議会テーマ全体について、再度検討する。

(3)議会との意見交換の方法等について

【進行について】

- ・ 意見交換の進行については、染谷部会長が行う。
- ・ 部会よりの御礼については、多様な市民が関わって条例案をつくっていることをPRするため、歌川副部会長が担当する予定とするが、市民部会からの出席者もあり、それが決まってから決定する。
- ・ 進行の詳細については、改めて事務局が調整して報告する。

【留意点】

- ・ 議会側としては、様々な会派・議員があり、議会の総意としての回答は難しい。また、条例の事前審議にならないよう配慮することも想定される。
- ・ 質問については、資料1に挙げたものに追加等があれば、11月1日(月)の朝まで事務局で受け付けるが、議会側との調整を図って提示することになる。

3. その他、次回以降の進め方

- ・ 11月2日(火)：行政テーマの検討及び行政との意見交換の方法について
- ・ 11月9日(火)：同上
- ・ 11月15日(月)：議会との意見交換
- ・ 11月22日(月)：市長との意見交換
- ・ 11月29日(月)：内容は未定

(4)市民部会との情報交換

○福島委員長

- ・ 両部会の進捗状況、進め方について情報交換を行う。市民部会からお願いします。

○中津原部会長(市民部会)

- ・ 意見交換を3回実施している。今後は自治会等との意見交換を予定しているが日程等は未定である。
- ・ 参加者によって意向が異なるため、意見交換の記録の公表方法について議論があり、まだ公開に至っていない。
- ・ 並行して、検討シートの作成を始めた。10人の委員を5グループに分け、各テーマを分担している。2つのグループから素案が上がり検討を開始した。11月半ばまでに全体を通して検討したい。

○福島委員長

- ・ 課題や論点があればお聞かせいただきたい。

○中津原部会長

- ・ 参加、協働をどう書き込むか、どこまで踏み込むかが課題である。スローガンにとどまらず、具体的な制度としてどう書き込めるかを検討している。

○富沢委員(市民部会)

- ・ また、条例ができた後の実効性をどう担保するかも課題である。

○福島委員長

- ・ では、議会・行政部会からもお願いします。

○歌川副部会長(議会・行政部会)

- ・ 以前にも報告したとおり、この部会では、検討シートの検討を行った上で各関係機関等との意見交換を行うというプロセスで進めている。
- ・ 本日は、10月20日に行った YEG 及び JC との意見交換についての振り返りをした後、議会についての検討シート及び意見交換の方法について検討した。
- ・ 大きな論点は、市民と議会の距離を縮めるような具体的な施策を条例に盛り込みたいが、それでは議会基本条例との上下関係に矛盾が生じるという点である。これを避けるために、自治基本条例では、議会基本条例を包含するような理念的な規定を置くか、または、議会基本条例の規定のうち特に重要な規定のみ重複させる、という方法も検討している。
- ・ 11月15日には、議長を含む4名の議員との意見交換を予定しており、特に議会基本条例制定の経緯や具体的な議会改革の取組についてヒアリングを行う。
- ・ 今後の予定は、11月2日、9日に行政をテーマにした検討及び意見交換の計画、15日に議会との意見交換、22日に市長との意見交換を行う。

○福島委員長

- ・ 両部会から意見があればどうぞ。

○中津原副部会長

- ・ 議会基本条例の「第5章 市民の議会」が特に重要であるので、自治基本条例で強化できないか。

○福島委員長

- ・ 意見交換の場で、まずは説明を聞きたいところである。

○事務局

- ・ 議会との意見交換では、正副議長及び、議会改革推進特別委員会正副委員長が出席し、議会側から議会基本条例及び議会改革の取組について聞いた後、自治基本条例検討委員会からの質問、意見交換を行う流れを予定している。
- ・ 議会・行政部会が主体となって、市民部会からは1～2名程度の出席で調整していただきたい。
- ・ 議会全体の総意を聞くことは難しく、一議員としての回答となる場合もありうることを確認したい。
- ・ 質問項目については、本日の議会・行政部会の資料1にたたき台があるが、来週の月曜日朝までに追加の質問を受け付ける。ただし、最終的な書面での質問内容については、議会側と事務局とで調整させて頂きたい。
- ・ 議会との意見交換の前に、議会基本条例について読み込んでおいていただきたい。

○中津原副部会長

- ・ 議会基本条例第26条「区行政との関係」という規定があるが、これについても具体的な動きはないのでは？

○事務局

- ・ まずは、議会の方から説明を聞くことにしたい。この規定に限らず、実際に話を聞いてから考える必要があると考えている。

○福島委員長

- ・ 「議会との意見交換」ではなく、議員個人の考えによる発言となる場合があることにも考慮してヒアリングしたい。

○富沢委員

- ・ 市民部会において、「協働」というテーマを検討している。「市民と議会との協働」という概念があり得るのか、そのような枠組みは必要なのか、この点をぜひ質問してほしい。

○中津原副部会長

- ・ 議員立法の条例を市民と協働で策定・制定する、という形があり得るのではないかと。
- ・ 実際に議会に提案するのは議員か市長になるが、NPO法のように市民からの動きで制定した法律もある。これは通常の市民参加のレベルとは異なる「協働」であると言える。

○福島委員長

- ・ 「市民と議会の協働」についても意見交換の一つの論点としたい。

○中津原部会長

- ・ その他、住民投票についても議会と関わりが深いと考えるがどうか。

○事務局

- ・ 自治基本条例にどのように盛り込むか不明確である現段階では、議員も回答が難しいと考えている。
- ・ さきほど中津原部会長から説明があったが、意見交換の記録については、検討委員会内では共有しても構わないか？

○中津原部会長

- ・ 一部の参加者から意見があり公表できない状況となっている。部会内で確認してからにした
い。
- ・ 参考までに、市民部会では、意見交換の記録は2種類作成している。ひとつは発言順に並べ
た議事要旨、もうひとつは検討委員会の委員が担当して、検討テーマごとに関連する意見を抜
書きしたものである。后者は、検討シートの作成に役立っている。

その他

○栗原委員

- ・ 広報チームでは現在、広報チラシ第2号を作成している。「条例のコンセプト」をいかに分
かりやすく、やわらかく伝えるかに重点を置く。運営委員会に案を示したあと、委員会でも提
示したい。
- ・ また、第3号の原稿締め切りを11月中旬に予定している。両部会の一步踏み込んだ内容を
掲載したいので、協力をお願いしたい。

閉会